

いといがわ市



農業委員会だより



イチジク
～ 無花果の香りに包まれて ～

株式会社 清耕園ファーム 横井 藍さん (東海)

イチジクのハウスへ案内されると、まだ、実は青いが、イチジクの香りがハウス内に漂っていた。

「これから時期になると主に地元の洋菓子店のフェル エッグさんや JA 食彩館さんに出荷される予定です。」と明るく教えてくれたのは、下早川東海地区の株式会社清耕園ファームにお勤めの横井藍さん(27)。地元の高校を卒業後、茨城県の農業専門学校へ入学、卒業後茨城県内の農業生産法人へ就職し農業経営を学んだ。

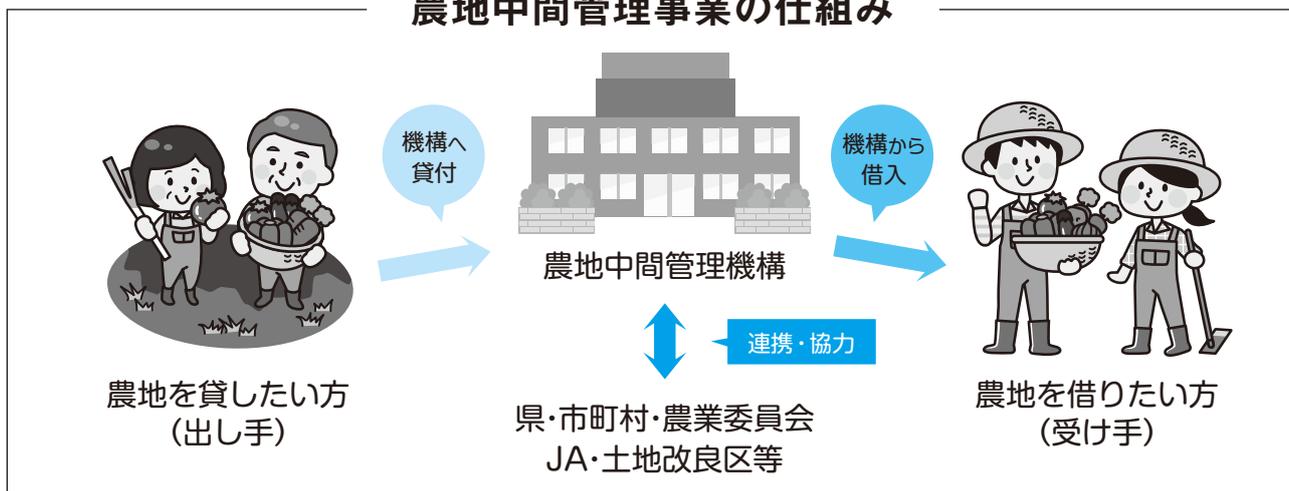
現在、両親の経営する株式会社清耕園ファームで、営業・事務及びイチジク栽培を手がけてがんばっている。初めは、両親の働く大変な姿を見て農業へのイメージはどちらかというといくなく良かったと言う。

最後に暑いハウスの中で「農業に取り組む中で、農業の魅力は作るだけでない事に気付いた。特に子どもたちには、農業から何か感じてもらう機会を創ってあげたい。」と笑顔で夢を語ってくれました。

農地中間管理事業を活用しよう

農地中間管理事業は、農地中間管理機構(公益社団法人 新潟県農林公社)が出し手と受け手をつなぐ中間的な受け皿として、農用地等の貸し借りを推進する事業です。市農業経営支援センターが窓口となりますのでご相談ください。

農地中間管理事業の仕組み



1 対象となる農用地等

【具体的な推進方法】

- ・ 農業振興地域内にある農用地等であること。
- ・ 再生不能と判定されている遊休農地など、利用することが著しく困難な農用地等でないこと。
- ・ 借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付が確実に行われる見込みがあるもの。

2 手数料について

- ・ 出し手、受け手双方から、毎年、賃借料の0.5%を手数料としていただきます。



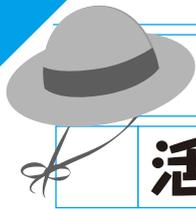
3 メリット

出し手農家のメリット

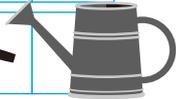
- ① 公的機関が農地を預かるので安心です。
- ② 機構が確実に賃料を支払います。
- ③ 契約期間の終了時に農地は確実に戻ります。
- ④ 相続税や贈与税の納税猶予を受けている場合、所定の手続きにより納税猶予が継続されます。
- ⑤ 要件を満たせば、機構集積協力金の交付が受けられます。
- ⑥ 要件を満たせば、固定資産税の軽減措置が受けられます。

受け手農家のメリット

- ① 農地の集積・集約化により、農作業の効率化と生産コストの低減が図られます。
- ② 借りる農地の所有者が複数いる場合でも、賃料は機構への一括支払いで済みます。



農業委員 活動レポート



農業委員
加藤 久雄(糸魚川)

～ 寺島農家組合水田耕作の取組み ～

寺島の農家組合員は46戸で水田耕作者は20戸、17ha程度で、高齢化、米価の下落、農機具の高価格等により、耕作者は減少し続けています。

近隣の、上刈、横町を併せても後継者は若手が10名程度。(といっても60歳前後)

私も借地で6ha耕作しており、体の不調から後継者に委ねていかなければならない状況となり、農作業の効率化を考え、私が耕作している田を隣接耕作者へ移管し農地集約化を行っております。

農業振興地域に入っていないため、農地でありながら農業の補助などが無いことから、認定農業者制度や青色申告のメリットを説明して後継者に申請するよう勧めています。市の助成で簡易な畦抜き工事を受けられることになりましたが、採算性を考えるとどれだけ投資できるか課題です。

現在、一部の農家で、耨摺り機、精米機など協同作業所で作業を行っていますが、個人で高額な農機具を所有しないで、協同で運用する取組みを農業経営支援センターと糸魚川地域振興局の支援を受けながら検討に入っています。

農地を農地以外にする場合には手続きが必要です

農地を農地以外にすることを「農地転用」といい、農地転用する場合は、農地法の許可が必要です。転用許可の方法は2種類あります。

- 1 農地法第4条
農地の所有者自らが、その農地を転用する場合
- 2 農地法第5条
農地の所有者から農地を買う又は借りてその農地を転用する場合



農地の貸し借り・売買・交換について

農地の貸し借りや売買・交換は農地法の許可のほかに、農業経営基盤促進法でも行うことができます。希望される方は、農業委員会へご相談ください。

農地パトロールの実施について

農地法の規定により、毎年の市内全域の農地を対象に農地パトロールを実施しています。

各農地へ立ち入ることや、お話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 調査対象 ▶ 糸魚川市内全域の農地
- 調査期間 ▶ 平成30年8月～9月
- 調査方法 ▶ 農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地を回り、遊休農地等の現地調査をします。





農業者年金



3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

- 60歳未満
- 年間60日以上農業に従事している
- 国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)



特徴

- ・安心の終身年金
- ・生涯受け取ることができる終身年金
- ・仮に80歳前に亡くなられた場合は、ご遺族に死亡一時金が支給されます。

40歳までの加入なら一定要件を満たせば保険料補助が受けられます

一定要件を満たせば、月額最高1万円の保険料補助が受けられます。(35歳以上の方は月額最高6千円)

節税効果!

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になり、所得税、住民税の節税になります。

後継者がいなくても受給できます!

現在の農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益から決定した年金を受給する確定拠出方式。

後継者がいなくても、後継者がサラリーマンでも、将来受給する年金額に影響はありません。
※特例付加年金の受給には「経営継承」が必要ですが、後継者が専業農家である必要はなく、第三者への農地貸付けによる経営継承も可能です。



農業者年金のお問い合わせは **農業委員会事務局**へ (TEL.025-552-1511)

農業の「いま」と「これから」をタイムリーにお届けします

全国農業新聞



●月4回発行(毎週金曜日) ●購読料/月700円

申込/農業委員または農業委員会事務局へ

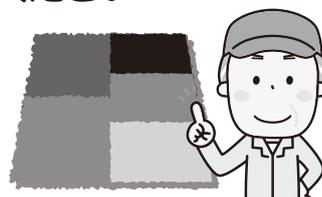
耕作地を増やしたい

耕作地を交換したい

農地を貸したい

農業を始めたい

このようなときは、担当の**農業委員**、**農地利用最適化推進委員**へ
ご相談ください



農地集約化

糸魚川市農業委員会事務局

糸魚川市一の宮1-2-5(市庁舎内) TEL025-552-1511 FAX025-552-7372